

「令和8年熊本地震」に関する支援について

日本司法支援センター（法テラス）では、「令和8年熊本地震」による災害により被災された方を対象に、**令和8年8月7日(金)から令和9年7月27日(火)まで**の間、以下の支援を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

弁護士・司法書士による無料法律相談（被災者法律相談援助）

- **対象**
「令和8年熊本地震」に際し、災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に、令和8年7月28日において住所、居所、営業所などがあった方（※法人を除く）
- **内容**
 - ・ 生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います（**要予約**）
 - ・ 不動産問題、金銭問題、相続問題など民事に関する問題全般について相談できます。
 - ・ 法律相談は、面談のほか電話・オンラインでも受けられます。
- **相談の回数**
同一の問題についてのご利用は、法テラスの他の法律相談と合わせて、3回までとなります。

災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供

- **対象**
「令和8年熊本地震」の被害にあわれた方は、どなたでも無料でご利用いただけます。（**予約不要**）
- **予約・お問合せ（被災者法律相談・情報提供共通）**
法テラス災害ダイヤル おなやみレスキュー **0120-078309**
平日：9時～21時、土曜日：9時～17時（祝日・年末年始を除く）
- ※ 被災者法律相談は、法テラス地方事務所でも予約の申込みが可能です。
平日：9時～17時（土日祝・年末年始を除く）
- ※ Webページからの予約方法等については、法テラスホームページをご確認ください。

詳細は、法テラスホームページにてお知らせしています。

<https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/r8kumamotojisin.html>

なお、ホームページでは「令和8年熊本地震」専用のQ&Aを公開し、「よくあるお問合せとその回答」を掲載しています。